

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税の賦課等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あま市は、地方税の賦課等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の賦課等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

評価実施機関名

愛知県あま市長

公表日

令和5年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税の賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。</p> <p>地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1) 課税・非課税に関する情報管理 (2) 課税根拠資料に係る個人特定及び管理 (3) 所得及び控除の管理 (4) 課税標準額及び税額の算出 (5) 税の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 (6) 扶養関係情報の管理 (7) 各税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行 (8) 各税目の証明書等の発行 (9) 地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	個人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定給与・年金支払報告書、法人市民税課税情報、特定軽自動車税課税情報、軽自動車税納税義務発生消滅申告書、特定他市区町村所得照会文書綴、法人設立・異動届出書、登記事項調査書通知書、税務証明申請書、特定個人住民税課税台帳・基本簿、特定個人住民税課税情報、特定固定資産課税台帳、特定固定資産検索システム、特定固定資産評価調書等、特定住民税・確定申告書、特定給与所得者異動届書、法人市民税申告書、特定軽自動車課税台帳、特定軽自動車減免申請書、特定代表相続人指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書、代表相続人指定(変更)届、特定償却資産申告書、法人市民税課税台帳、土地・家屋管理図等、特定名寄帳、収納簿、各種申請書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121 【情報照会】項番27
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 総務部税務課 電話052-444-0509

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
あま市役所 総務部税務課 電話052-444-0509

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務概要	(9)税目ごとの口座登録 (10)滞納整理に係る個人の特定及び管理 (11)督促状の発送 (12)地方税法に規定する国税徴収法に基づく滞納処分 (13)地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行	(9)地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人市県民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、収納消込システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	個人市県民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	市民税賦課情報ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険税ファイル、収納消込ファイル、滞納管理ファイル、統合宛名ファイル	市民税賦課情報ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、統合宛名ファイル	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課・収納課、市民生活部保険医療課	総務部税務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長、収納課長、保険医療課長	税務課長	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部税務課 電話052-444-0509 愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部収納課 電話052-444-0413 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3168	愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部税務課 電話052-444-0509	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部税務課 電話052-444-0509 愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部収納課 電話052-444-0413 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地 あま市役所甚目寺庁舎 市民生活部保険医療課 電話052-444-3169	愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部税務課 電話052-444-0510	事後	
令和1年6月19日	IVリスク対策		追記	事後	様式変更のため
令和2年6月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119	別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	事後	
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月24日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121	事後	
令和5年6月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	市民税賦課情報ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、統合宛名ファイル	特定給与・年金支払報告書、法人市民税課税情報、特定軽自動車税課税情報、軽自動車税納税義務発生消滅申告書、特定他市町村所得照会文書綴、法人設立・異動届出書、登記事項調査書通知書、税務証明申請書、特定個人住民税課税台帳・基本簿、特定個人住民税課税情報、特定固定資産課税台帳、特定固定資産検索システム、特定固定資産評価調書等、特定住民税・確定申告書、特定給与所得	事後	
令和5年6月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部税務課 電話052-444-0509	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 総務部税務課 電話 052-444-0509	事後	
令和5年6月20日	I 関連情報 8・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛知県あま市木田戌亥18番地1 あま市役所本庁舎 総務部税務課 電話052-444-0509	愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 総務部税務課 電話 052-444-0509	事後	